

厚木市保育の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、子ども子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、支援法、府令及び児福法の例による。
(教育・保育給付認定の申請)

第3条 支援法第20条第1項の規定に基づき、小学校就学前子どもの保護者（以下「保護者」という。）は、教育・保育給付認定を受けようとするときは、市長に申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下これらを「特定教育・保育施設等」という。）を経由して申請することができる。

3 市長は、第1項の規定により教育・保育給付認定の申請があった場合は、当該申請があった日から30日以内に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書を保護者に交付しなければならない。

(1) 保護者が教育・保育給付認定保護者に該当すると認められる場合 認定通知書及び支給認定証

(2) 保護者が教育・保育給付認定保護者に該当しないと認められる場合 不認定通知書

4 前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定事務が特定の時期に集中し、審査に時間を要する場合には、当該申請を受理した際に処理見込期間とその理由を保護者に通知することで、前項に規定する期間を延長することができるものとする。

(特定教育・保育施設等を経由して申請した場合の支給認定証の交付)

第4条 前条第2項の規定により特定教育・保育施設等を経由して申請された場合における支給認定証の交付は、当該申請の際に経由した特定教育・保育施設等を経由して行うことができる。

(保育の利用申込み)

第5条 府令第1条の5に規定する事由に基づき、保育の実施を希望する保護者は、福祉事務所長（以下「所長」という。）に申込みをしなければならない。

2 前項の規定による申込みは、第3条第1項の規定による教育・保育給付認定の申請と併せて行うことができるものとする。

(保育の利用結果)

第6条 所長は、児福法第24条第3項に基づく調整（以下「調整」という。）を行った結果、利用できる保育所、認定こども園（支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（以下これらを「保育所等」という。）があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により保護者に通知するものとする。

(1) 保育所 保育所入所承諾通知書

(2) 認定こども園又は家庭的保育事業等 利用調整結果通知書

2 所長は、調整を行った結果、利用できる保育所等がないときは、保育所入所保留通知書により保護者に通知するものとする。

(保育の解除)

第7条 保育所等（認定こども園を除く。）に入所している児童の保護者は、

府令第1条の5に規定する事由に該当しなくなったとき又は転出その他の理由により教育・保育給付認定子どもを特定教育・保育施設等から退所させようとするときは、保育の実施解除届により所長に届け出なければならないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。